

【雇用保険】から

育児休業基本給付金 = $1万 \times 300日 \times 30\% = 90万円$

育児休業期間中の約10ヶ月1月9万円ずつ支給されます。

育児休業者職場復帰給付金 = $1万 \times 300日 \times 10\% = 30万円$

ということになります。

健康保険と雇用保険を併せて208万8千円です。

出産が正常分娩の場合、病気ではないので健康保険の保険給付の対象になりません。全額個人負担ということになります。

1年間出産育児のために休業し、出産育児の費用も賄うのはいくらご夫婦で働いていたとしてもかなり大変です。

ここで、労働基準法による給料支払いの原則を。それはノーワークノーペイ。働かなければ、給料を支払う必要はないというもの。

春子さんの場合も、産前・産後休業、育児休業は当然の権利ですから取ることが出来ましたが、給料の支払いはありませんでした。

会社の規定に、産前産後、育児休業中は給与の支払いはないとしてありました。

春子さんとその夫である雅彦さんはかなり大変だったようです。

そこで、このメルマガを読んでくださっている皆様へのアドバイス。

出産を考える前に、あなたが働いておいでの子会社の出産・育児についての休業規定とその間の給与の規定を一度確認してください。

会社によっては、給与の支払いを少しでもしてくれるところもありますし、出産育児についての祝い金、低利での費用貸付に応じてくれる会社もあります。

出産・育児は人生での嬉しい大イベント！準備を万全にして取り組みましょう！

次回は、出て行くお金についてのお話を！

こんな時はどうなるの？というご質問も大歓迎です！

★年金トピックス～年金基礎知識～その10～

有期遺族厚生年金制度について

前回のメルマガでお約束した来年4月からスタートの有期遺族厚生年金制度についてのお話です。

この制度は2007年(平成19年)4月から実施の予定ですので現在わかっている範囲で書きますね。

遺族基礎年金の妻の受給権は子供が18歳の最初の3月31日を過ぎると失権しますが、遺族厚生年金はこの理由では失権することがなく、

妻が再婚等をしない限り、ずっと受給できます。

しかし、今度の年金改正で夫の死亡時妻の年齢が30歳未満で18才以下の

子供が無い時、対象の子供がいても、妻が30歳になる前にこの子と生計を同じくしなくなったり、子供が死亡した場合は、その時から起算して

遺族厚生年金は5年のみの支給となります。

妻が25歳の時に夫が死亡したとします。このとき子供がいなければ妻が30歳になった時点で遺族厚生年金の支給は終わります。

子供がいる場合でも、例えば妻28歳の時に子供が死亡すれば、5年後妻が33歳になった時点で遺族厚生年金の支給が終わり、受給権が消滅してしまうこととなります。

厚生年金の被保険者であった妻が亡くなった夫の場合は、55歳以上でないと受給権は発生しませんし、60歳以上でないと支給されませんので、この制度に

は関係がないこととなりますね。

~~~~~編集後記~~~~~

今回、育児休業のお話と年金の新制度のお話を  
両方乗せることが出来ました。  
次回は育児休業のお話をもう少しさせていただきます。  
お楽しみに！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

~~~~~  
西尾雅枝の年金メールマガジン〜どんとこい！年金〜

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
~~~~~